

# 第102回 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時

## 場 所

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
芝タワー（旧ビル名：芝NBFタワー）  
7階（当社会議室）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

## 目 次

株主の皆様へ	.....	P.1
第102回定時株主総会招集ご通知	.....	P.2
株主総会参考書類	.....	P.6
事業報告	.....	P.23
連結計算書類	.....	P.42
計算書類	.....	P.45
監査報告	.....	P.47
(ご参考)		
トピックス	.....	P.53

企業環境ステートメント

**ECOing™**  
エコで行こう! エコへ移行!

## 株主の皆様へ

本年4月より代表取締役社長に就任した山国稔でございます。

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第102回定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

2025年度は、2024年度に引き続き2期連続で過去最高益を更新し、3ヵ年の中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」の初年度として、順調なスタートとなりました。

当社グループは、本中期経営計画を、2030年に向けて新たな成長フェーズへ移行するための重要な転換点として位置づけております。成長領域である航空宇宙分野・半導体関連分野にリソースを集中し、さらなる業績の拡大に取り組むとともに、「技術オリエンテッド」(技術開発力・対応力によるお客様満足度の向上)による技術で勝てる事業拡大を目指し、中期経営計画達成に向けて、全社一丸となって歩みを進めてまいります。

2025年度の連結業績は、売上高1,281億円、営業利益率14.4%、自己資本利益率(ROE)16.2%となりました。期末配当金につきましては、配当性向30%以上とすることとし、当期は1株当たり155円として、第102回定時株主総会におはかりさせていただきたく存じます。

株主の皆様におかれましては、何卒、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 山国稔

### 企業理念

「一歩先を行く技術」  
「地球を大切に作る心」  
「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に

人から宇宙まで

豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

(証券コード 6507)  
2026年6月5日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
シンフォニアテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 山 国 稔

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（シンフォニアテクノロジー）または証券コード（6507）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル<sup>®</sup>）】

議決権行使書用紙にあるQRコード<sup>®</sup>を読み取るか、<https://www.soukai-portal.net> にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

QRコード<sup>®</sup>は  
議決権行使書用紙に  
ございます。

各ウェブサイトはメンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、上記の他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝タワー（旧ビル名：芝NBFタワー）7階（当社会議室）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第102期（2025年4月1日より2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第102期（2025年4月1日より2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役9名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主様1名に限ります。）
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- （1）事業報告の「会計監査人の状況」及び「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - （2）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - （3）計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本総会より、インターネットによるライブ配信は取りやめさせていただいております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ◎株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**日時** 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

**場所** 東京都港区芝大門一丁目1番30号  
芝タワー(旧ビル名:芝NBFタワー)7階(当社会議室)  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### ◎インターネット等で議決権を行使される場合



詳細は、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### ◎書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

事前に議決権を行使いただいた株主様には、QUOカード1,000円分を後日お送りいたします。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、業績、財務状況等を勘案して実施することとしております。なお、中期経営計画において配当性向30%を目安とする基本方針としておりましたが、今般、配当性向30%以上とすることといたしました。

当期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金155円  
総額4,398,180,025円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案

# 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取締役会の運営において柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第24条及び第25条について、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第24条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第24条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって <u>役付取締役</u> を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。  2 <u>取締役会長</u> に欠員または事故があるときは、 <u>取締役社長</u> が、 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。  2 <u>前項の取締役</u> に欠員または事故があるときは、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第3号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	武藤 昌三	取締役会長 開発本部の管掌	再任
2	山国 稔	代表取締役社長	再任
3	千手 裕治	代表取締役専務執行役員 本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、 全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当、支社・支店・営業所の管掌、電機システム本部の管掌	再任
4	幡野 隆一	取締役常務執行役員 クリーン搬送システム本部長	再任
5	稲垣 努	取締役常務執行役員 電子精機本部長	再任
6	佐古 達信	社外取締役	再任 社外 独立
7	藤岡 純	社外取締役	再任 社外 独立
8	藤岡 章子	社外取締役	再任 社外 独立
9	土田 英誉	常務執行役員 電機システム本部長兼同試験装置事業の担当	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

ぶとう  
武藤

しょうぞう  
昌三

(1947年7月19日生)

再任



所有する当社の株式の数  
46,800株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	当社入社	2015年6月	当社代表取締役会長
2003年6月	当社取締役	2019年6月	当社開発本部の管掌 現在に至る
2005年6月	当社常務取締役		
2007年6月	当社専務取締役	2026年4月	当社取締役会長 現在に至る
2009年6月	当社代表取締役社長		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、2009年6月より代表取締役社長として経営を牽引し、また2015年6月からは代表取締役会長、2026年4月からは取締役会長に就任し、取締役会における監督機能の強化と実効性の確保を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

やまくに  
山国

みのる  
稔

(1963年10月21日生)

再任



所有する当社の株式の数  
10,700株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2024年4月	当社専務執行役員
2020年4月	当社執行役員	2026年4月	当社代表取締役社長 現在に至る
2022年4月	当社常務執行役員		
2022年6月	当社取締役		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の取締役として要職を歴任した後、2026年4月より代表取締役社長として持続的な企業価値向上を実現するべくリーダーシップを発揮して経営を牽引しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3



せんじゅ  
千手

ひろはる  
裕治 (1965年12月15日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2026年4月	当社代表取締役専務執行役員、 本社部門の管掌、監査部、総務 人事部、法務部、全社コンプラ イアンス及び全社リスク管理の 担当、電機システム本部の管掌 現在に至る
2019年6月	当社執行役員		
2021年6月	当社取締役		
2022年4月	当社常務執行役員		
2022年4月	当社支社・支店・営業所の管掌 現在に至る		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、2026年4月より代表取締役専務執行役員として経営基盤の強化に向けた財務戦略の実現及び経営の中核を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数  
7,500株

取締役会出席状況

15回/15回  
(出席率100%)

候補者  
番号

4



はたの  
幡野

たかいち  
隆一 (1963年12月25日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2002年7月	アシストシンコー(株) (現 村 田機械(株)) 入社	2022年4月	当社常務執行役員 現在に至る
2004年1月	STMicroelectronics入社	2022年6月	当社取締役 現在に至る
2007年12月	Asyst Technologies Inc入社	2022年10月	当社クリーン搬送システム本 部長 現在に至る
2009年12月	当社入社		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数  
6,300株

取締役会出席状況

15回/15回  
(出席率100%)

候補者  
番号

5

いながき  
稲垣

つとむ  
努 (1964年9月5日生)

再任



所有する当社の株式の数  
8,000株

取締役会出席状況  
11回/11回  
(出席率100%)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2025年 6月	当社取締役 現在に至る
2022年 4月	当社執行役員		
2025年 4月	当社常務執行役員、電子精機 本部長 現在に至る		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

さこ  
佐古

たつのぶ  
達信 (1952年8月21日生)

再任 社外 独立



所有する当社の株式の数  
0株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月	日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社	2022年 6月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2006年 4月	同社執行役員		
2008年 4月	同社常務執行役員	2023年 5月	Minth Group Limited社外取 締役 現在に至る
2013年 3月	同社退任		
2013年 4月	双日マシナリー(株)顧問	2023年 7月	双日マシナリー(株)顧問 (会 長)
2013年 6月	同社代表取締役社長		
2019年 6月	同社取締役会長	2024年11月	AAPICO Hitech Public Company Limited社外取締役 現在に至る
2020年 4月	双日マシナリーホールディン グス(株) (現 双日マシナリー (株)) 取締役社長	2026年 4月	双日マシナリー(株)特別顧問 現在に至る
	双日マシナリー(株)取締役会長		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、当社とは異なる業種での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者  
番号

7



所有する当社の株式の数  
0株

取締役会出席状況

15回/15回  
(出席率100%)

ふじおか  
藤岡

じゅん  
純

(1951年3月3日生)

再任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	(株)神戸製鋼所入社	2016年4月	同社相談役
1999年10月	コベルコ建機(株)執行役員	2018年6月	同社相談役退任
2002年6月	同社取締役執行役員	2020年6月	当社社外監査役(非常勤)
2005年6月	同社常務執行役員	2023年6月	当社社外取締役(非常勤)
2008年4月	同社専務執行役員		現在に至る
2008年6月	同社取締役専務執行役員		
2011年6月	同社代表取締役社長		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、製造業での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者  
番号

8



所有する当社の株式の数  
400株

取締役会出席状況

15回/15回  
(出席率100%)

ふじおか  
藤岡

あきこ  
章子

(1971年10月3日生)

再任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	龍谷大学経営学部経営学科 専任講師	2015年4月	同大学経営学部経営学科 教授
2004年4月	同大学経営学部経営学科 助 教授	2023年6月	当社社外監査役(非常勤)
2004年8月	ストックホルム大学ビジネス スクール招聘研究員	2024年6月	当社社外取締役(非常勤)
2007年4月	龍谷大学経営学部経営学科 准教授		現在に至る
		2025年4月	龍谷大学経営学部商学科 教授 現在に至る

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者としての高度な知識・識見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者  
番号

9

つちだ  
土田

ひでよ  
英誉

(1970年8月28日生)

新任



所有する当社の株式の数  
3,900株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2024年4月	当社執行役員、電機システム本部試験装置営業部長
2014年7月	SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. 出向 General Manager	2024年4月	当社電機システム本部試験装置事業の担当 現在に至る
2019年11月	同社取締役	2026年4月	当社常務執行役員、電機システム本部長 現在に至る
2021年6月	当社電機システム本部試験装置営業部長		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門担当の執行役員として当社事業に関する豊富な知見を有しており、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 稲垣努氏は、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしましたので、就任後の取締役会出席状況を記載しております。
  3. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
  4. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
  5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
  6. 藤岡章子氏の戸籍上の氏名は、村上章子であります。

(ご参考) 選任後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成は次のとおりであります。

氏名	独立性	特に期待する分野						
		企業経営	事業戦略	技術・研究開発	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理
取 締 役	武 藤 昌 三		○		○		○	
	山 国 稔		○		○	○		
	千 手 裕 治			○			○	○
	幡 野 隆 一			○		○		
	稲 垣 努			○	○	○		
	土 田 英 誉			○		○		
	佐 古 達 信	社外/独立	○			○	○	
	藤 岡 純	社外/独立	○	○	○			
監 査 役	藤 岡 章 子	社外/独立				○	○	○
	堀 悟				○		○	○
	大 西 健 司	社外/独立				○	○	○
	結 川 孝 一		○				○	○
田 村 香 代	社外/独立					○	○	

※上記一覧表は、各取締役及び監査役の有する知見・経験の全てを表すものではなく、各取締役及び監査役に特に期待する分野を最大3つまで記載しております。

## 第4号議案

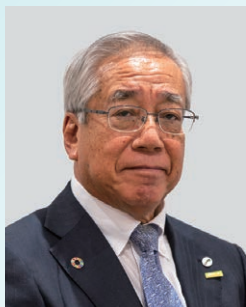
# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

ささかわ こうし  
**笹川 浩史** (1951年8月22日生)

**社外** **独立**



所有する当社の株式の数  
3,100株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	㈱神戸製鋼所入社	2012年6月	同社代表取締役専務執行役員
2006年4月	神鋼商事㈱入社	2015年6月	同社顧問
2006年6月	同社執行役員	2016年6月	同社顧問退任
2007年6月	同社常務執行役員	2016年6月	当社社外監査役(常勤)
2010年6月	同社取締役常務執行役員	2020年6月	当社社外監査役(常勤)退任
2011年6月	同社取締役専務執行役員		現在に至る

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、当社の社外監査役を4年間経験していることから、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 笹川浩史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、新たに独立役員として㈱東京証券取引所に届け出る予定であります。
  - 笹川浩史氏の選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
  - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第5号議案

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

## 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ移行することについて、ご承認をお願いするものであります。

上記の目的、及び当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項（事業報告（本招集ご通知35頁）をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額7億円以内（うち社外取締役分8,000万円以内）。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終結の時点で在任する取締役に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役は、本定時株主総会終結後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。当該取締役に給付される株式についても、上記包括的譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## (2) 本制度の対象者

社外取締役を除く取締役

(注1) 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員についても本制度の対象としています。

## (3) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2019年8月）に、2020年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの2事業年度を対象として、1億800万円を本信託に拠出してしております。その後、2026年2月に8,583万円を本信託に追加拠出してしております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役への当社株式等の給付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出の要否及び追加拠出額を判断するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注2) 当社が本信託へ拠出する金銭は、上記の取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金のほか、取締役を兼務しない執行役員への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた額となります。

## (4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(5)のとおり、1事業年度当たり5万4,000ポイントであるため、BBT-RS当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は10万8,000株、以降の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は16万2,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (5) 取締役が付与される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、連結業績等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、5万4,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記(6)の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てら

れます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により取締役及び取締役を兼務しない執行役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 取締役に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ①譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③譲渡制限の解除

取締役が、当社における取締役たる地位の全てを正当な理由により退任または死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

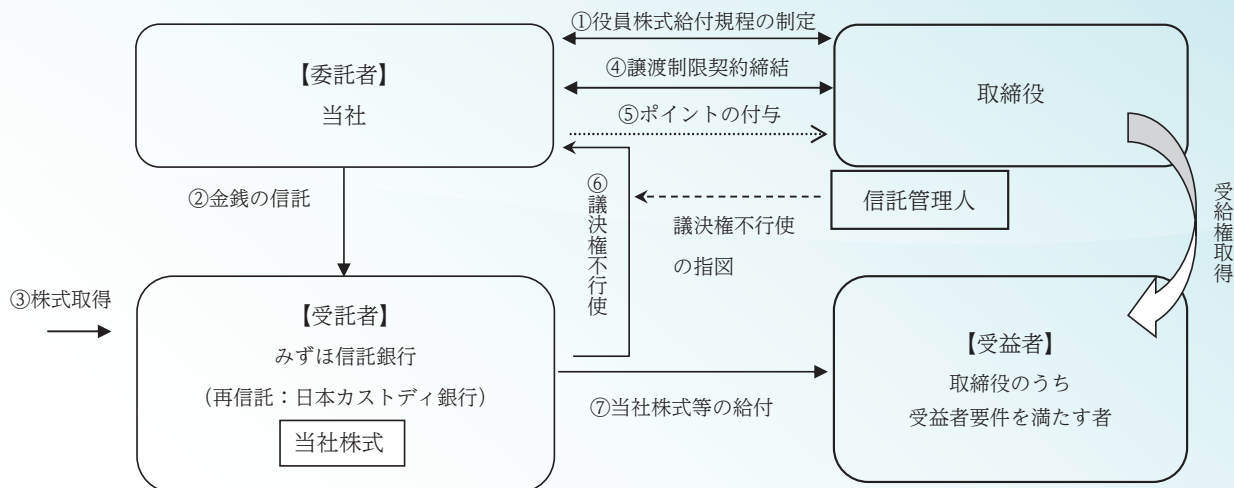
#### ④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## (ご参考) 政策保有株式の縮減について

当社は、他社との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当該他社の株式を政策的に取得、保有、または処分しています。

政策保有株式については、連結純資産に対する比率を、2028年3月末までに20%未満（みなし保有を含む）とすることを目標に取り組んでおり、保有する上での経済合理性や保有効果等について、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかどうかを経営会議及び取締役会で毎年検証を行っています。

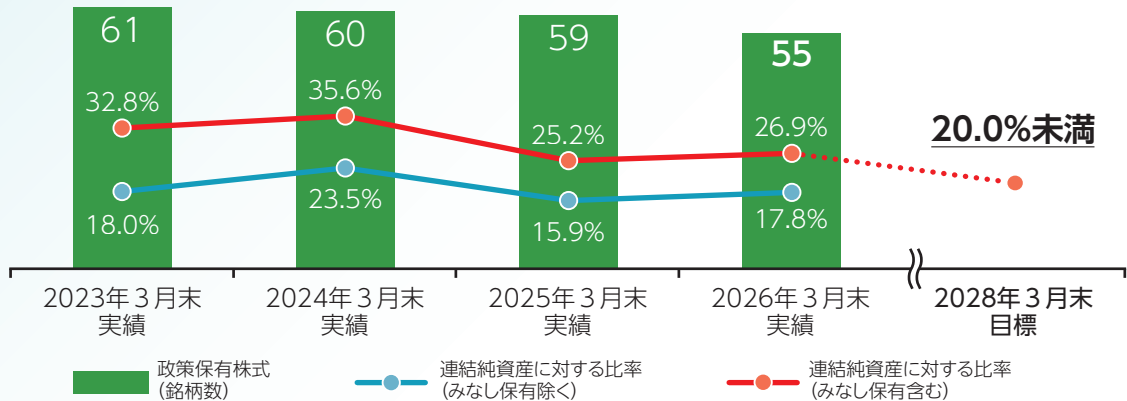
目標達成に向けて政策保有株式の縮減計画を進めており、当事業年度においては、保有する政策保有株式を縮減しましたが、株価変動の影響で一部の株式の時価評価額が増加したため、連結純資産に対する比率は前年度より上昇しました。

### 1. 銘柄数及び貸借対照表計上額（みなし保有を含む）

（単位：銘柄、億円）

	第99期末 (2023年3月末)	第100期末 (2024年3月末)	第101期末 (2025年3月末)	第102期末 (2026年3月末)	増減
銘柄数	61	60	59	55	△4
貸借対照表計上額	205	264	201	266	+64

### 2. 銘柄数及び連結純資産に対する比率の推移



※連結純資産に対する比率の変化には、株価変動の影響が含まれます。

以上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、地政学的リスクや米国の関税政策などの間接的な影響により不透明感が高い状況が継続する中で、防衛力整備計画に伴う防衛関連機器の需要継続、AI半導体関連の設備投資需要及び国内インフラの老朽化、省エネ対策による電気設備工事の需要増加等に支えられ堅調に推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、成長分野と位置づける航空宇宙分野・半導体関連分野に注力するとともに、良好な受注環境が続くエンジニアリング分野において、着実に受注を獲得してまいりました。

航空宇宙分野においては、防衛関連機器の需要増加に対応するため、増産体制の構築を進めるとともに、防衛新分野向けの製品や次世代の航空機用電装品の開発等、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

半導体関連分野においては、市場成長率を上回る事業拡大を目指し、取組を進めてまいりました。当社が得意とする前工程領域でのシェアアップ活動を推進するとともに、新たな需要が期待される後工程領域では、次世代のパッケージング手法として注目されるPLP (Panel Level Packaging) 用ロードポート及び半導体後工程向け自律走行ロボット (AMR) の初受注を獲得し、さらなる機能向上のため、開発を継続してまいりました。

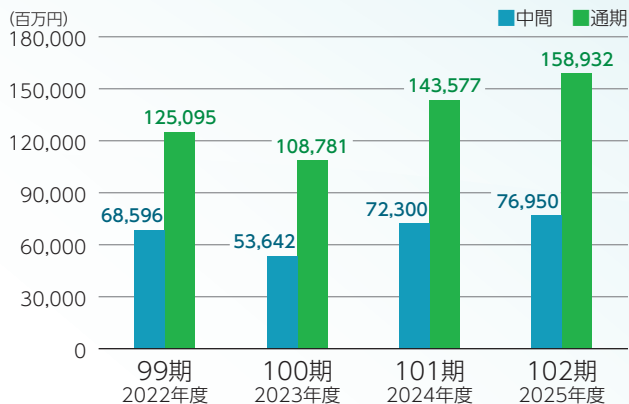
エンジニアリング分野においては、電気工事及び管工事の一括受注により、国内設備工事需要を着実に取り込むことで、受注を拡大してまいりました。あわせて、機動的な人員配置等により人的リソースを戦略的に活用することで、収益性の向上を実現してまいりました。

また、高付加価値製品の創出と新製品の開発に向けて、当社コア技術を活かした新分野の探索活動を進めたほか、液化天然ガス搬送用のサブマージドモータの液化アンモニア・液体水素への展開に取り組んでまいりました。

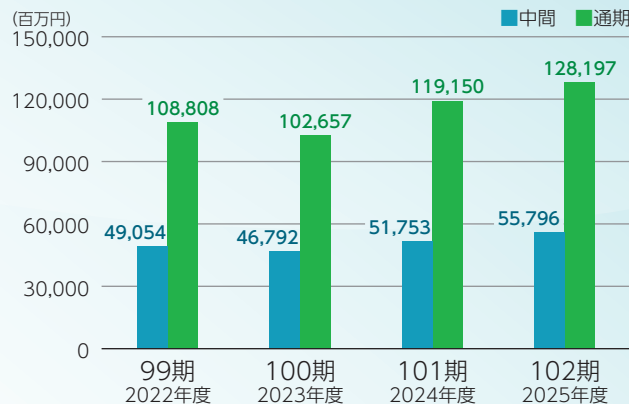
企業集団の連結業績につきましては、受注高は1,589億32百万円（前連結会計年度比10.7%増）、売上高は1,281億97百万円（同7.6%増）となりました。損益面につきましては、経常利益は187億93百万円（同17.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は144億98百万円（同19.9%増）となり、過去最高益を更新いたしました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、25～26ページに記載の通りであります。

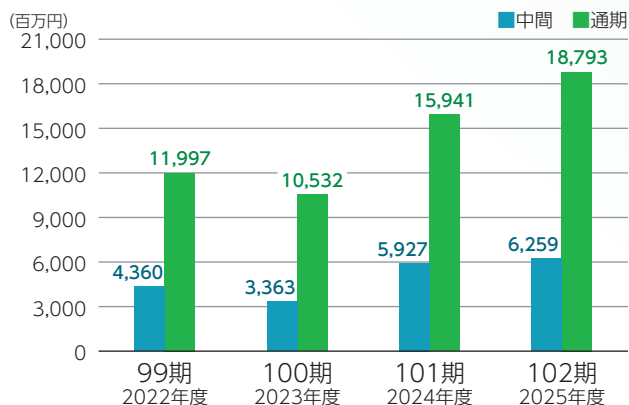
## 受注高



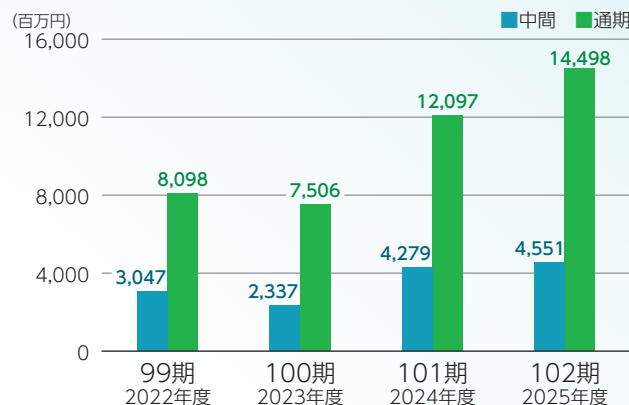
## 売上高



## 経常利益



## 親会社株主に帰属する当期（中間）純利益

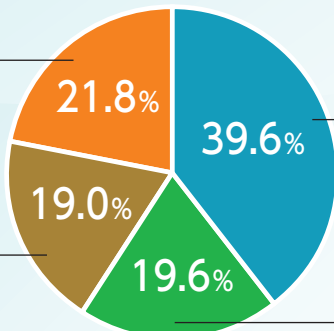


# セグメント別概況（連結）

## 売上高構成比（2025年度）

### クリーン搬送システム事業

半導体の製造現場で使用される、ロードポート、EFEM、真空ロボット、ソーターなど、半導体製造装置間のウェーハの搬送を担う製品群を取り扱っています。



### モーション機器事業

急激な温度変化や激しい振動が発生する過酷な環境下で正確な動きが求められる航空機、FA・ロボット、鉄道や建設機械等の分野に、電動アクチュエータやDDモータ、電装品、コントローラ等の機器を供給しています。

- 航空宇宙
- FAシステム  
クラッチブレーキ／モーションシステム
- 制御・情報機器  
制御機器／情報機器

### エンジニアリング&サービス事業

各事業の製品アフターサービスや、設備納入時の設置工事を担っており、製品ライフサイクルの様々な場面でお客様のお役に立っています。

- シンフォニアエンジニアリング(株)
- シンフォニア商事(株)
- (株)アイ・シー・エス

### パワーエレクトロニクス機器事業

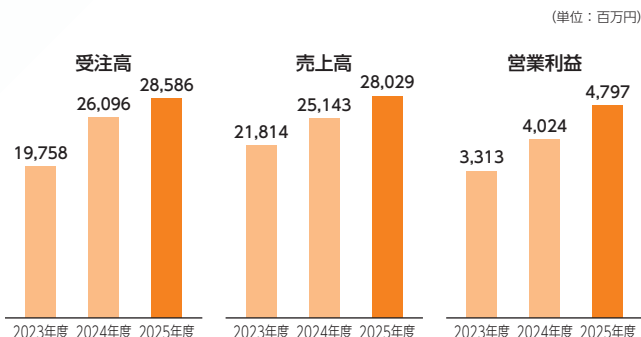
上下水道や高速道路などの公共インフラ設備向け電気制御システムや、超高速回転、高精度制御が求められる自動車試験装置、-162℃の過酷な環境で動作する電動力機器、特殊な搬送方式でガラス繊維などの粉体や電子部品を搬送する振動機器、先鋭化されたパワーエレクトロニクス機器で皆様の生活を支えています。

- 社会インフラシステム
- 振動機器
- 産業インフラシステム
- 試験装置

## クリーン搬送システム事業

受注高	285億86百万円	(前連結会計年度比 9.5%増)
売上高	280億29百万円	(前連結会計年度比 11.5%増)
営業利益	47億97百万円	(前連結会計年度比 19.2%増)

半導体関連投資の需要は回復基調で推移したことから、受注高は285億86百万円(前連結会計年度比9.5%増)となりました。売上高は280億29百万円(同11.5%増)となり、損益面につきましても、売上高の増加により営業利益は47億97百万円(同19.2%増)となりました。



## モーション機器事業

受注高	659億97百万円	(前連結会計年度比 0.7%減)
売上高	507億31百万円	(前連結会計年度比 17.1%増)
営業利益	68億64百万円	(前連結会計年度比 41.6%増)

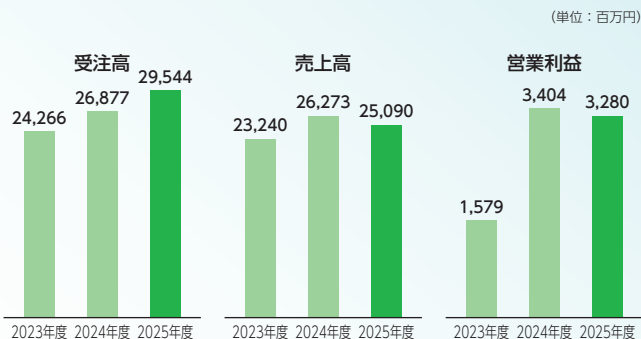
半導体製造装置向けアクチュエータの受注が堅調に推移したこと、航空宇宙関連機器で今期においても高水準の受注が継続したことから、受注高はほぼ前年並みの659億97百万円(前連結会計年度比0.7%減)となりました。売上高は、受注残を着実にこなしていることから、507億31百万円(同17.1%増)となり、損益面につきましては、売上高の増加及び利益率の改善により営業利益は68億64百万円(同41.6%増)となりました。



## パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	295億44百万円	(前連結会計年度比 9.9%増)
売上高	250億90百万円	(前連結会計年度比 4.5%減)
営業利益	32億80百万円	(前連結会計年度比 3.6%減)

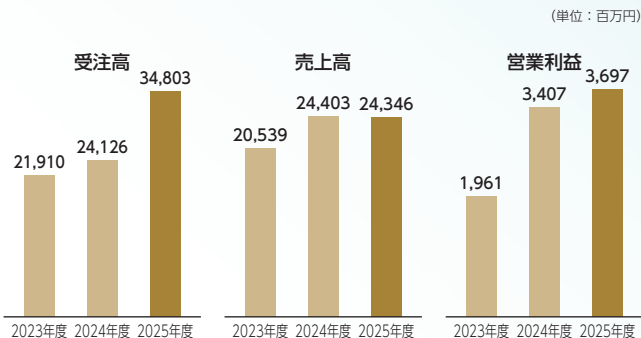
EV向けを中心とした自動車用試験装置の受注が減少したものの、下水道施設向けの電気設備や海外向けの振動機器で大型案件を受注したことから、受注高は295億44百万円(前連結会計年度比9.9%増)となりました。売上高は250億90百万円(同4.5%減)となり、損益面につきましては、自動車用試験装置の売上高の減少により営業利益は32億80百万円(同3.6%減)となりました。



## エンジニアリング&サービス事業

受注高	348億 3百万円	(前連結会計年度比 44.3%増)
売上高	243億46百万円	(前連結会計年度比 0.2%減)
営業利益	36億97百万円	(前連結会計年度比 8.5%増)

国内電気設備工事関連で工期の長い大型案件を受注したことから、受注高は348億3百万円(前連結会計年度比44.3%増)となりました。売上高は243億46百万円(同0.2%減)となりました。損益面につきましては、利益率の改善により、営業利益は36億97百万円(同8.5%増)となりました。



## (2)対処すべき課題

2026年度の当社グループを取り巻く経営環境は、国際情勢の緊迫化や、これに伴う原材料・エネルギー価格の高騰及び部材調達の不安定化等が懸念され、先行きは一段と不透明感を増しております。当社グループといたしましては、地政学的リスクに伴う、レアアースや石油由来の材料等の調達リスク低減に向けて、調達ルートが多様化やレアアースの使用量を抑えたモータの開発等の代替材料の検討を進め、安定した生産体制の構築に努めてまいります。

一方で、半導体市場においては、メモリ関連投資の拡大やAI向け先端パッケージの実用化が牽引役となり、2026年度からの市場回復の兆しがみられます。航空宇宙分野においても引き続き堅調な需要が見込まれることから、当社グループにおきましてもさらなる事業拡大の好機にあると期待しております。

このような経営環境の下、当社グループは、引き続き、成長領域である航空宇宙分野・半導体関連分野を主軸とした事業拡大に取り組むとともに、堅調な需要が見込まれるエンジニアリング分野の受注拡大に向けて取組を進めてまいります。

航空宇宙分野においては、防衛関連機器及び宇宙ロケット用電装品の需要増加を見据えた新工場の建設を進め、生産計画に連動した自動搬送や設備稼働監視等のシステム化による効率的な生産体制を構築することにより、生産能力の増強を図ってまいります。また、ハイパワーモータ及びコントローラや、民間ロケット用電装品の研究開発に取り組んでまいります。

半導体関連分野においては、引き続き、主力製品であるロードポートを組み込んだシステム製品であるEFEMの新規顧客開拓を推し進めるとともに、ロードポートの組立自動化など生産性向上に向けた投資を実施してまいります。さらに、2025年度に初受注を獲得した後工程向け製品の開発及び販売活動を加速させ、後工程領域でのシェア獲得を目指してまいります。

エンジニアリング分野においては、受注規模の拡大を目指し、施工管理体制の強化や、人員配置の適正化等を通じた体制整備を進めるとともに、成長性の高い事業にリソースを重点的に配分し、経営資源の最適化を図ってまいります。

事業領域の拡大に向けた技術開発力・対応力の強化においては、名古屋に技術開発拠点を開設し、人財の確保を図るとともに、当社のコア技術であるモータ・パワーエレクトロニクス分野に焦点をあてた、熟練者による技術継承プロジェクトに取り組み、人財の育成に注力してまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして、株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループの総力を結集し、努力を重ねてまいります所存でございます。

## (3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、98億35百万円であります。その主な内容は、次の通りであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：モーションコントロール機器の生産体制整備[モーション機器事業]

当社豊橋製作所：クリーン搬送機器工場空調設備更新[クリーン搬送システム事業]

### ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社伊勢製作所：航空宇宙機器の生産体制整備[モーション機器事業]

当社豊橋製作所：特別高圧設備更新

事務所の改修等

SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.：新工場建設及び既存工場改修[モーション機器事業]

## (4)財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		第 99 期	第 100 期	第 101 期	(当連結会計年度) 第 102 期
受 注 高	(百万円)	125,095	108,781	143,577	158,932
売 上 高	(百万円)	108,808	102,657	119,150	128,197
営 業 利 益	(百万円)	11,625	10,011	15,734	18,464
経 常 利 益	(百万円)	11,997	10,532	15,941	18,793
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	8,098	7,506	12,097	14,498
総 資 産	(百万円)	127,321	137,062	136,467	158,740
1株当たり当期純利益	(円)	287.24	266.23	428.87	513.87
R O A	(%)	6.4	5.5	8.9	9.1
R O E	(%)	13.9	11.0	15.7	16.2
D E レ シ オ	(倍)	0.35	0.29	0.19	0.13

- (注) 1. 2022年度につきましては、社会インフラシステムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高は増加いたしました。また、グリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより売上高は増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
2. 2023年度につきましては、航空宇宙関連機器が好調であったものの、社会インフラシステムやグリーン搬送システムなどが不調であったことにより、受注高・売上高ともに減少しました。また、売上高の減少等により、利益も減少いたしました。
3. 2024年度につきましては、航空宇宙関連機器やグリーン搬送システムが好調であったことにより、受注高・売上高ともに増加いたしました。また、売上高の増加等により、利益も増加いたしました。
4. 2025年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
6. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。  
 ROA=親会社株主に帰属する当期純利益/総資産  
 ROE=親会社株主に帰属する当期純利益/純資産（期首期末平均）  
 DEレシオ=有利子負債/純資産

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		第 99 期	第 100 期	第 101 期	(当 期) 第 102 期
受 注 高	(百万円)	98,558	81,530	114,069	117,692
売 上 高	(百万円)	84,265	77,462	89,317	96,924
営 業 利 益	(百万円)	9,420	7,520	11,485	14,017
経 常 利 益	(百万円)	10,537	8,948	12,649	15,839
当 期 純 利 益	(百万円)	7,687	6,895	9,990	12,999
総 資 産	(百万円)	109,847	116,380	115,244	133,385
1株当たり当期純利益	(円)	272.67	244.55	354.17	460.73
R O A	(%)	7.0	5.9	8.7	9.7
R O E	(%)	16.3	12.5	16.0	18.2
D E レ シ オ	(倍)	0.43	0.35	0.22	0.15

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
3. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。  
 ROA=当期純利益/総資産  
 ROE=当期純利益/純資産（期首期末平均）  
 DEレシオ=有利子負債/純資産

(5)重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業・倉庫・運送業・鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、電気・電子機器類の設計・試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、電気機械器具・自動券売機のサービス、空港用地上支援車両・病院内搬送システム機器の販売及びサービス、エンジニアリング
(株)アイ・シー・エス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
シンフォニアマイクロテック(株)	84 百万円	100.00	マイクロラッチの製造・販売
昕芙施雅機電（香港）有限公司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロラッチの販売
昕芙施雅機電（東莞）有限公司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	432 百万タイバツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィード・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造・販売
昕芙施雅商貿（上海）有限公司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達
SINFONIA TECHNOLOGY(AMERICA)INC.	1.3 百万米ドル	100.00	半導体製造装置用ハンドリング機器の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の10社であります。  
 2. 上表当社の出資比率の（ ）内は間接保有割合であります。  
 3. 非連結子会社であったSINFONIA TECHNOLOGY(AMERICA)INC.につきましては、重要性の観点から、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。  
 4. 当連結会計年度において、当社は100%連結子会社であった(株)大崎電業社の全株式を売却し、同社に対する支配を喪失したため、同社を連結の範囲から除外しております。

## (6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント	主要な製品・サービス
クリーン搬送システム	半導体製造装置用ハンドリング機器 等
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品 等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィード、ナチュエネシステム 等
エンジニアリング&サービス	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムの販売・エンジニアリング、空港用地上支援車両の販売・サービス、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売 等

## (7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所及び工場

本社 東京

支社 大阪、名古屋

支店 九州 (福岡)

営業所 東北 (仙台)、新潟、北陸 (富山)、静岡、三重 (伊勢)、中国 (広島)

工場 伊勢製作所 (伊勢、鳥羽)、豊橋製作所

### ② 主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株) (伊勢)、シンフォニアエンジニアリング(株) (伊勢、東京)、(株)アイ・シー・エス (伊勢)、

シンフォニアマイクロテック(株) (明石)、昕芙旋雅機電 (香港) 有限公司 (中華人民共和国・香港)、

昕芙旋雅機電 (東莞) 有限公司 (中華人民共和国・東莞)、

SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD. (ベトナム社会主義共和国・ニンビン)、

SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD. (タイ王国・サムットプラカーン)、

昕芙旋雅商貿 (上海) 有限公司 (中華人民共和国・上海)、

SINFONIA TECHNOLOGY(AMERICA)INC. (アメリカ合衆国・カリフォルニア)

(注) 1. 非連結子会社であったSINFONIA TECHNOLOGY(AMERICA)INC.につきましては、重要性の観点から、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

2. 当連結会計年度において、当社は100%連結子会社であった(株)大崎電業社の全株式を売却し、同社に対する支配を喪失したため、同社を連結の範囲から除外しております。

## (8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
クリーン搬送システム	369名	7名減
モーション機器	1,630名	40名減
パワーエレクトロニクス機器	943名	25名増
エンジニアリング & サービス	787名	7名増
計	3,729名	15名減

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。  
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

### ② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,080名	63名増	39.5歳	16.1年

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。  
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	2,779
(株) 三菱UFJ銀行	1,395
(株) 三井住友銀行	1,392
三井住友信託銀行(株)	1,376
(株) 日本政策投資銀行	1,207
みずほ信託銀行(株)	1,098

- (注) 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関15行とシンジケート方式による総額150億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

## ② 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 116,000,000株  
 (2)発行済株式の総数 28,375,355株 (自己株式1,413,767株を除く)  
 (3)株主数 10,555名  
 (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,349 <sup>千株</sup>	11.80 <sup>%</sup>
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,899	6.69
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)	1,835	6.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,434	5.06
ダイキン工業(株)	1,017	3.58
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	876	3.09
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	867	3.06
大日本印刷(株)	732	2.58
前尾吉信	500	1.76
JPMorgan証券(株)	478	1.69

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)の持株数1,835千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。  
 2. 当社は、自己株式を1,413,767株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
 3. 持株比率は自己株式(1,413,767株)を控除して計算しております。なお、自己株式(1,413,767株)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(159,600株)は含まれておりません。

- (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役会長（開発本部の管掌）	—
平野新一	代表取締役社長	—
山国稔	取締役（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当）	—
千手裕治	取締役（電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌）	—
幡野隆一	取締役（グリーン搬送システム本部長）	—
※ 稲垣努	取締役（電子精機本部長兼同制御・情報機器事業及び半導体事業推進室の担当）	—
佐古達信	社外取締役（非常勤）	Minth Group Limited社外取締役 双日マシナリー(株)顧問（会長） AAPICO Hitech Public Company Limited社外取締役
藤岡純	社外取締役（非常勤）	—
藤岡章子	社外取締役（非常勤）	龍谷大学教授
堀悟	監査役（常勤）	—
大西健司	社外監査役（常勤）	—
結川孝一	監査役（非常勤）	セーレン(株)特別顧問 NBセーレン(株)代表取締役社長
田村香代	社外監査役（非常勤）	弁護士 公益財団法人吉田育英会監事

- (注) 1. 当社は、佐古達信、藤岡純、藤岡章子、大西健司及び田村香代の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
 2. 上表※印の者は、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。  
 3. 当社と上表「重要な兼職の状況」に記載の各兼職先との間には、特別な関係はありません。  
 4. 当期中の取締役の退任は以下の通りであります。

氏名	地位及び担当（退任時）	退任年月日	退任事由
坂本克之	取締役（電子精機本部の管掌、同本部FAシステム事業の担当）	2025年6月27日	任期満了

5. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
※ 山国稔	専務執行役員（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当）
※ 千手裕治	常務執行役員（電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌）
※ 幡野隆一	常務執行役員（グリーン搬送システム本部長）
※ 稲垣努	常務執行役員（電子精機本部長兼同制御・情報機器事業及び半導体事業推進室の担当）
坂本克之	常務執行役員（電子精機本部FAシステムの担当）
土田英誉	執行役員（電機システム本部試験装置事業の担当兼同試験装置営業部長）
佐伯英一郎	執行役員（経営企画部長、品質管理部、IT企画部の担当）
林和孝	執行役員（電機システム本部産業インフラシステム及び振動機事業、支社・支店・営業所の担当）
瀬田学	執行役員（電子精機本部航空宇宙事業の担当）
塩崎明	執行役員（開発本部長）
元吉誠	執行役員（電機システム本部副本部長（電機生産部門の統括）兼同豊橋製作所長）

氏名	地位及び担当
上田輝基	執行役員（経営管理部長）
臼井一哉	執行役員（クリーン搬送システム本部副本部長（クリーン搬送生産部門の統括）兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長）
小倉隆	執行役員（クリーン搬送システム本部クリーン搬送システム営業部長）
齋藤浩志	執行役員（電子精機本部副本部長（電精生産部門の統括）兼同伊勢製作所長）

(注) 1. 上表※印の者は、取締役を兼務しております。

2. 執行役員元吉誠氏及び齋藤浩志氏は、2026年3月31日をもって執行役員を退任いたしました。

6. 2026年4月1日付の役員体制は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
武藤昌三	取締役会長（開発本部の管掌）
山国稔	代表取締役社長
千手裕治	代表取締役（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当、専務執行役員 支社・支店・営業所の管掌、電機システム本部の管掌）
平野新一	取締役相談役
幡野隆一	取締役常務執行役員（クリーン搬送システム本部長）
稲垣努	取締役常務執行役員（電子精機本部長）
佐古達信	社外取締役（非常勤）
藤岡純	社外取締役（非常勤）
藤岡章子	社外取締役（非常勤）
堀悟	監査役（常勤）
大西健司	社外監査役（常勤）
結川孝一	監査役（非常勤）
田村香代	社外監査役（非常勤）
坂本克之	常務執行役員（電子精機本部制御・情報機器事業の担当）
土田英誉	常務執行役員（電機システム本部長兼同試験装置事業の担当）
佐伯英一郎	執行役員（経営企画部長、品質管理部、IT企画部の担当）
林和孝	執行役員（電機システム本部社会インフラシステム事業及び産業インフラシステム、振動機事業、支社・支店・営業所の担当）
瀬田学	執行役員（電子精機本部航空宇宙事業の担当）
塩崎明	執行役員（開発本部長）
上田輝基	執行役員（経営管理部長）
臼井一哉	執行役員（クリーン搬送システム本部副本部長（クリーン搬送生産部門の統括）兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長）
小倉隆	執行役員（クリーン搬送システム本部クリーン搬送システム営業部長）
◎渡邊裕之	執行役員（電機システム本部副本部長（電機生産部門の統括）兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長）
◎卯辰清志	執行役員（電子精機本部副本部長（電精生産部門の統括）兼同伊勢製作所長）
◎荒木貴仁	執行役員（電子精機本部FAシステム及び半導体事業推進室の担当兼同FAシステム営業部長）

(注) 上表◎印の者は、新任執行役員であります。

## (2)責任限定契約の内容の概要

佐古達信、藤岡純、藤岡章子、堀悟、大西健司、結川孝一及び田村香代の7氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社等の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

## (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の役員報酬制度は、「固定報酬」と業績、役位及び各取締役の貢献度を反映した「業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」から構成されており、独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の承認を得ております。業績により変動はあるものの、平常は概ね4割程度が業績に連動する報酬（その5分の1程度が業績連動型株式報酬）となるよう設計しております。

取締役の報酬については、役員報酬制度に従い、代表取締役社長が各取締役の個別報酬額を起案し、その総額を取締役会で決議しております。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

### ②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち、社外取締役)	474 (33)	277 (33)	153 (-)	44 (-)	10 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	70 (34)	70 (34)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち、社外役員)	544 (67)	347 (67)	153 (-)	44 (-)	14 (5)

- (注) 1. 上表には、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。  
2. 固定報酬は、役位及び職責に応じて支給額を算定し、毎月支給することとしております。  
3. 業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とし、役位別の基礎額に、業績評価指標に応じた評価係数及び各取締役の貢献度に応じた成績係数を加味して算定し、翌事業年度に支給しております。業績評価指標については、事業の成果を明確に評価できるよう、前事業年度の連結売上高目標達成率、連結営業利益率、連結経常利益、連結ROE目標達成率の4つの指標を採用しております。2024年度の連結売上高目標達成率は119.2%、連結営業利益率は13.2%、連結経常利益は15,941百万円、連結ROE目標達成率は157.0%となりました。

4. 業績連動型株式報酬は、信託期間中の毎年6月に開催される当社定時株主総会の日（ポイント付与日）に、同年3月31日で終了した事業年度における業績、役位及び各取締役の貢献度に応じて取締役にポイントが付与され、付与されたポイントの累計に応じた株式を、取締役の退任時に給付する制度であります。業績に関する指標については、株主の皆様と目線を同じくするため、当期純利益（連結）を採用しており、その実績のうち一定割合を報酬の原資とするものであります。2024年度の当期純利益（連結）は12,097百万円となりました。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会において年額7億円以内（うち、社外取締役分8,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において当初2事業年度分として1億800万円を上限に、金銭または自己株式を信託に拠出し、拠出を受けた金銭を原資として、信託が当社株式を取得し取締役に給付する「業績連動型株式報酬制度」を決議しております。取締役に、各事業年度に関して、役位及び連結業績等に応じたポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は5万4,000ポイントを上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、あらかじめ定めた報酬体系を基に上記①の手続を経て決定されており、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5)社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
佐古達信	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
藤岡純	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では製造業での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
藤岡章子	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では学識経験者としての高度な知識・見識に基づき必要な発言を適宜行っております。
大西健司	社外監査役（常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
田村香代	社外監査役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 4 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記(3)2)①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て(ア)企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、(イ)株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、(ウ)対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(エ)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、(ア)多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、(イ)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、(ウ)ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、(エ)事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、(オ)組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、下記(3)2)②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

#### 1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

##### ① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先に行く技術」「地球を大切にすること」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- (iv) 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v) 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、2025年度を初年度とする3カ年のグループ中期経営計画を策定し、取組を進めております。当社のビジネスモデルの基本となる「技術オリエンテッド」（技術開発力・対応力でお客様満足度を高める）による事業拡大を進めます。

持続的な需要が見込まれる半導体関連市場での領域拡大及び防衛力整備計画に伴う航空宇宙事業のキャパシティ拡充を事業拡大の牽引役とし、コア技術である「モーター／モータードライブ・パワーエレクトロニクス」技術の強化を進めることで製品構成・事業ポートフォリオの変革を進めてまいります。

(i) 半導体関連分野・航空宇宙分野への注力

世の中のあらゆる電化製品に欠かせない半導体市場は今後もさらなる進化・拡大が予測されており、当社の強みである精密搬送技術を活かし、クリーン搬送システム・モーション機器セグメントの事業領域を広げます。

防衛力強化・宇宙産業の成長促進が追い風となっている航空宇宙事業では、キャパシティを倍増するとともに、技術の対応領域を広げることで事業規模を引き上げます。

(ii) 技術開発力／対応力強化による事業領域拡大

当社ビジネスモデルの基本となる技術開発力／対応力で顧客満足度向上（＝技術オリエンテッド）のさらなる強化を目指し、技術者の大幅増強、教育プログラムの拡充、M&Aを含む外部との協業を進め、開発のスピードアップ・対応領域の拡大を図ります。

(iii) 事業拡大のための積極的な投資と業務効率化

当社の事業規模拡大と社会課題となっている人手不足に対応したものづくり体制として、大幅なキャパシティ増強及び自動化・デジタル化投資を進めます。また、技術開発体制の強化に向けては技術開発センターの設立等を行い、サステナブルな企業成長の礎を構築してまいります。

(iv) 組織・文化の改革

会社及び個人の成長に向けてチャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を実現するため、中長期的な成長を視野に、人財確保・人財教育・評価制度の充実等の人的投資、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を行ってまいります。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置づけている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にす企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役3名及び社外監査役2名を選任し、5名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

### (3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記（1）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を2023年6月29日開催の第99回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

#### 1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（1）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

#### 2) 本対応方針の概要

##### ①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

##### ②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア) 当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(イ) 取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を執行してはならないものとしております。

##### ③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てる場合があります。なお、当社は、この場

合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

#### ④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(ア)当社社外取締役、(イ)当社社外監査役、または(ウ)社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様との利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものとしたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

#### ⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

#### 3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、(ア)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(イ)当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとしたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、2023年4月25日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。(当社ウェブサイト <https://www.sinfo-t.jp>)

#### (4)上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様との利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益の向上を目的に、上記(2)の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組は、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### (5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記(1)の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1)から5)までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要

件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記(3)3)に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年、当社の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、当社は、2026年4月23日開催の取締役会において、2026年6月26日に開催予定の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する本対応方針を更新しないことを決定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>82,700</b>
現金及び預金	11,619
受取手形、売掛金及び契約資産	37,041
電子記録債権	7,499
商品及び製品	3,644
仕掛品	11,078
原材料及び貯蔵品	10,675
その他	1,187
貸倒引当金	△46
<b>固定資産</b>	<b>76,039</b>
有形固定資産	43,639
建物及び構築物	15,272
機械装置及び運搬具	4,258
工具、器具及び備品	2,046
土地	14,975
リース資産	19
建設仮勘定	7,066
無形固定資産	834
投資その他の資産	31,565
投資有価証券	18,831
退職給付に係る資産	9,470
繰延税金資産	1,260
その他	2,069
貸倒引当金	△65
<b>資産合計</b>	<b>158,740</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>41,799</b>
支払手形及び買掛金	16,325
短期借入金	370
1年内返済予定の長期借入金	3,405
未払法人税等	4,046
未払消費税等	1,194
製品保証引当金	334
受注損失引当金	149
その他	15,972
<b>固定負債</b>	<b>18,034</b>
長期借入金	8,813
繰延税金負債	4,369
再評価に係る繰延税金負債	1,719
役員株式給付引当金	303
退職給付に係る負債	2,156
その他	672
<b>負債合計</b>	<b>59,833</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>75,565</b>
資本金	10,156
資本剰余金	593
利益剰余金	66,897
自己株式	△2,082
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>23,341</b>
その他有価証券評価差額金	11,007
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	3,863
為替換算調整勘定	2,117
退職給付に係る調整累計額	6,359
<b>純資産合計</b>	<b>98,906</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>158,740</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日より2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		128,197
売 上 原 価		91,240
売 上 総 利 益		36,956
販売費及び一般管理費		18,492
営 業 利 益		18,464
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	489	
為 替 差 益	87	
そ の 他	194	772
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	189	
寄 付 金	47	
そ の 他	207	443
経 常 利 益		18,793
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	918	918
特 別 損 失		
連 結 子 会 社 株 式 売 却 損	323	323
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,387
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,607	
法 人 税 等 調 整 額	△718	4,888
当 期 純 利 益		14,498
親会社株主に帰属する当期純利益		14,498

**(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書** (2025年4月1日より2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	12,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,466
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,651
現金及び現金同等物に係る換算差額	140
現金及び現金同等物の増減額	931
現金及び現金同等物の期首残高	10,221
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	466
現金及び現金同等物の期末残高	11,618

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>69,354</b>
現金及び預金	7,684
受取手形、売掛金及び契約資産	30,740
電子記録債権	6,723
商品及び製品	1,117
仕掛品	13,022
原材料及び貯蔵品	8,254
未収入金	1,416
その他	433
貸倒引当金	△37
<b>固定資産</b>	<b>64,030</b>
有形固定資産	39,344
建物	11,475
構築物	690
機械及び装置	3,874
車両運搬具	38
工具、器具及び備品	1,602
土地	14,791
リース資産	8
建設仮勘定	6,862
無形固定資産	775
ソフトウェア	706
ソフトウェア仮勘定	33
その他	35
投資その他の資産	23,910
投資有価証券	17,579
関係会社株式	3,239
関係会社出資金	200
長期貸付金	486
前払年金費用	1,189
その他	1,266
貸倒引当金	△52
<b>資産合計</b>	<b>133,385</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>42,439</b>
電子記録債務	3,660
買掛金	9,734
短期借入金	370
1年内返済予定の長期借入金	3,107
リース債務	7
未払金	1,223
未払費用	5,499
未払法人税等	3,590
未払消費税等	701
契約負債	3,261
預り金	7,461
製品保証引当金	334
受注損失引当金	149
その他	3,336
<b>固定負債</b>	<b>13,085</b>
長期借入金	8,365
リース債務	2
繰延税金負債	1,452
再評価に係る繰延税金負債	1,719
退職給付引当金	658
役員株式給付引当金	303
資産除去債務	303
その他	278
<b>負債合計</b>	<b>55,524</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>63,763</b>
資本金	10,156
資本剰余金	593
資本準備金	452
その他資本剰余金	140
利益剰余金	55,095
利益準備金	2,086
その他利益剰余金	53,008
繰越利益剰余金	53,008
自己株式	△2,082
<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,098</b>
その他有価証券評価差額金	10,241
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	3,863
<b>純資産合計</b>	<b>77,861</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>133,385</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日より2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		96,924
売上原価		71,051
売上総利益		25,873
販売費及び一般管理費		11,855
営業利益		14,017
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,020	
その他の	226	2,246
営業外費用		
支払利息	218	
寄付金	46	
その他の	160	425
経常利益		15,839
特別利益		
投資有価証券売却益	918	
関係会社株式売却益	28	946
税引前当期純利益		16,785
法人税、住民税及び事業税	4,417	
法人税等調整額	△630	3,786
当期純利益		12,999

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小池 亮介

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中村 美樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小池 亮介

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中村 美樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監 査 役（常勤）堀 悟 ㊟

社外監査役（常勤）大 西 健 司 ㊟

監 査 役（非常勤）結 川 孝 一 ㊟

社外監査役（非常勤）田 村 香 代 ㊟

以 上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (その他必要あるときは予め公告します。)
上場取引所	東京証券取引所 プライム市場
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

## 単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。  
 なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、  
 特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

### 伊勢製作所に航空宇宙事業の新工場建設

当社は、伊勢製作所（三重県伊勢市）内に航空宇宙機器新工場（4階建て、延床面積13,568㎡）を建設しています。2025年5月に着工しており、完工は2026年8月、稼働は2027年1月を予定しています。

当社グループの中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」では、事業規模の拡大を最重要テーマとしており、その中核を担うのが航空宇宙事業です。今回の新工場建設は、航空・防衛分野における需要増加に向けた生産能力強化を目的としており、新工場の建設により、航空宇宙事業の生産キャパシティは、現在の250億円から400億円へ拡大する見込みです。

新工場は、航空宇宙製品に求められる厳しい品質基準に対応するため、温湿度管理や米国規格ANSI/ESD S20.20に準拠した静電対策に加え、高いセキュリティ性を備えた建屋設計としております。また、生産計画及び進捗に連動した部品・製品の自動搬送、作業・設備の稼働監視による早期の異常検知、作業負荷の変動を可視化した効率的な要員配置をシステム化することで省力化を進め、生産性の向上と効率的な生産体制の構築を図っております。さらに、倉庫機能を集約し、倉庫から新工場への部品自動搬送体制を構築することで、物流の効率化と倉庫関連業務の省力化を推進しています。

新工場の建設により、当社は航空宇宙機器分野における事業拡大に引き続き取り組んでまいります。



航空宇宙事業新工場 完成イメージ

## 半導体後工程向けロードポート評価機の受注

AI（人工知能）の進化に伴い、半導体技術は急速な高性能化と多様化を求められています。現在世界各国で開発が急ピッチで進められている半導体後工程（アドバンスド・パッケージング）において、当社は、次世代のパッケージング手法として期待されている、CoPoS（チップオンパネルオン基板）用ロードポートの開発が完了し、評価機を受注いたしました。

CoPoSとは、台湾の大手半導体製造装置メーカーであるTSMC殿が開発した次世代の半導体パッケージング技術です。AIや高性能コンピューティングの需要に対応するために設計されたもので、従来の丸型ウェーハではなく、四角形パネル（310×310mm～最大600×600mm）を基板としています。そのため、パネルの平坦性・静電気対策・パーティクル管理が重要となります。また、FOUP内の基板の位置、状態を正しく認知する為のマッピング機能も新たな技術開発要素となります。

当社は、300mmウェーハ用ロードポートで培った帯電防止設計及び気流制御技術を活かし、これらの課題を解決するロードポートを開発しました。本ロードポートの評価機は、現在日本、台湾、米国、欧州の半導体製造装置メーカー8社から受注しており、さらに引合案件もあります。

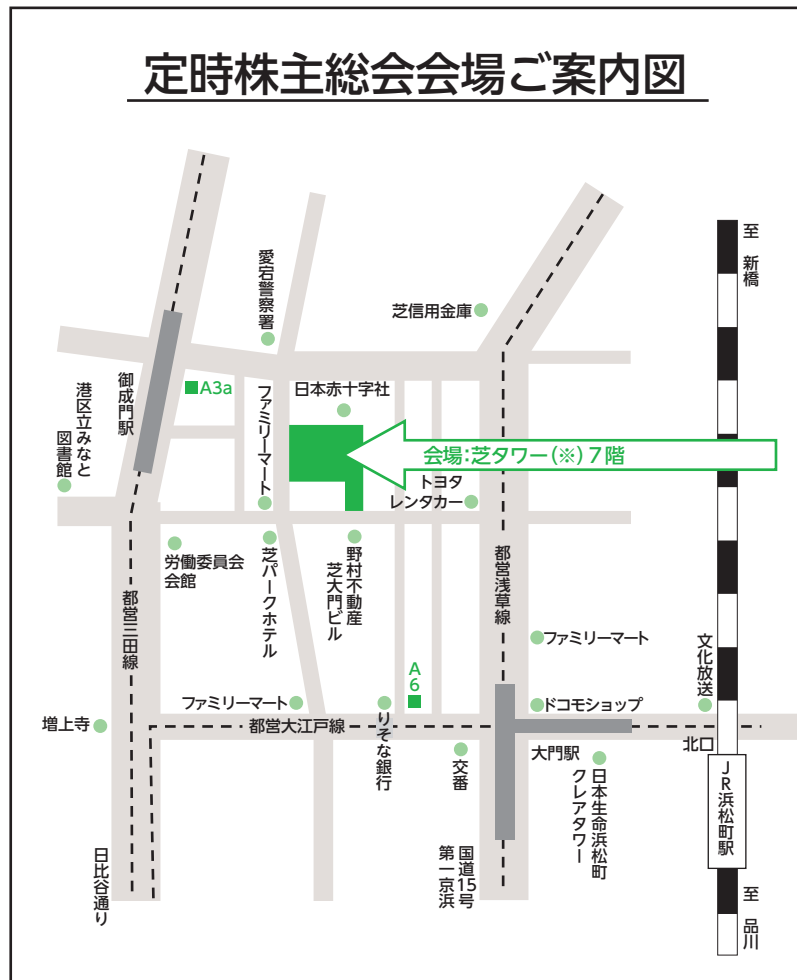
また、2027年度以降の量産に向け、カメラを用いたより高度なウェーハ断面形状認識機能や、二次元による平面形状測定方法の開発にも取り組んでいます。

昨今、注目度が一層高まっている半導体後工程における技術革新の一端を担うべく、当社は今後も継続的な技術開発を推進してまいります。



Panel FOUP 対応ロードポート

# 定時株主総会会場ご案内図



※ ビルの敷地内には、旧ビル名である「芝NBFタワー」の表示のほか、「日本自動車会館」の表示もあります。

- 地下鉄 都営三田線「御成門」駅A3a出口 徒歩3分
- 地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線「大門」駅A6出口 徒歩4分
- JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口 徒歩8分

※ スマートフォンや携帯電話等で検索される場合は、当社の電話番号「03-5473-1800」を入力いただくと地図が表示されます。

**シンフォニア テクノロジー 株式会社**

〒105-8564

東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝タワー

TEL 03 (5473) 1800

<https://www.sinfo-t.jp>

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



この印刷物はFSC®認証紙を使用しています。



この印刷物は植物油インキで作成されています。